



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 北野建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 北野 貴裕
(コード番号 1 8 6 6 東証第一部)
問 合 せ 先 管理本部経理部長 塚田 美一
(TEL 03-3562-2331)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日（平成 27 年 5 月 12 日）開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。
なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員は法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため「北野建設グループ企業行動指針」に基づいて行動することを徹底する。又、行動指針に則り、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的行為は行わない。

取締役および従業員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、「内部通報制度規程」に基づきすみやかに対処する。なお、内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧ができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、収益、品質、災害、環境、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を設け当社及びグループ会社についてのリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。
- (2) 各部門の長は自部門に関するリスク管理体制を明確にし、リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。
- (3) 内部監査部門は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は執行役員制度を導入し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委任し、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念する。
- (2) 執行役員会は原則として毎月開催し、執行役員会規程に定める事項を決議し、その結果を取締役に報告する。
- (3) 取締役会は定期的開催し、取締役会規程に定める重要事項を決議する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)北野建設グループ企業行動指針、リスク管理規程をグループ会社にも適用し、当社及びグループ会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口をグループ会社にも開放し、周知することにより当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
- (2)組織規程に基づきグループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- (3)担当部署は、グループ会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
- (4)担当部署は、グループ会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整える。
- (5)グループ会社に対して、内部監査部門による監査を実施する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合には、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
- (2)監査役付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立に関する事項

上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社及びグループ会社の役職員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときには、速やかに監査役に報告する。
- (2)内部通報の調査結果、リスク管理委員会、査問委員会等の活動状況を速やかに監査役に報告する。
- (3)重要事項の稟議書は決裁後、速やかに監査役に供覧する。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、法律、会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
監査役は、必要に応じて重要な会議に出席することができ、また意見を述べるができる。さらに、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、いかなるときも取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる。

以上